

令和3年第4回北海道議会定例会に提案する条例案(12件)

<一部改正条例>

1 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案

(環境生活部環境局循環型社会推進課 (24-255))

○改正内容

水質汚濁防止法に基づく亜鉛含有量の排水基準について、国が定める規制が強化されることに伴い、条例で定める上乗せ排水基準の一部を廃止する。

【亜鉛含有量（特定金属鉱業）の上乗せ排水基準の一部廃止】

令和3年12月11日以降、表の4区域において条例の上乗せ排水基準（2.5mg/L～4mg/L）よりも国の一般排水基準が厳しくなる（5mg/L→2mg/L）ことから、上乗せ排水基準を廃止する。

区 域	石崎川水域（上ノ国町）	堀株川水域（共和町）	伊達海域	支笏湖水域
-----	-------------	------------	------	-------

(施行期日 公布の日)

2 北海道収入証紙条例の一部を改正する条例案

(出納局会計管理室調達課 (32-951))

○改正内容

道民の利便性の向上と行政事務の効率化に資するよう、北海道収入証紙により納付することとされている使用料及び手数料についてクレジットカード等を用いた電子的な方法により納付することができることとする。

【証紙による納付の特例】

証紙で納付することとされている使用料又は手数料について、納付方法の特例を定める。

申請等の方法	納付方法の特例
電子申請システムを使用する方法	電子申請システムを活用した納付 ・クレジットカード ・インターネットバンキング
窓口申請書等を持参する方法	スマートフォン決済による納付

(施行期日 令和4年4月1日)

手数料に係る改正関係 … 3件

No	条例案名	改正内容	施行期日
3	北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例案（保健福祉部総務課（25-104））	欧州連合の構成国等への食肉（牛肉）の輸出に必要な証明書の交付の事務に係る手数料について定める。	令和4年1月1日
4	北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案（建設部総務課（29-103））	長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に鑑み、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額を改定するとともに、認定長期優良住宅の容積率に関する特例許可等の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行う。	一部を除き、令和4年2月20日
5	北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案（警察本部生活安全部保安課（251-0110（内線3142）））	銃砲刀剣類所持等取締法の改正に鑑み、クロスボウの所持の許可等の事務に係る手数料について定める。	令和4年3月15日

市町村への事務・権限移譲に係る改正関係 … 3件

法令に基づく道の事務の一部を市町村が処理することとするため、次の条例を制定する。

No	条例案名	移譲する事務の概要	市町村名	施行期日
6	北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（環境生活部総務課（24-103））	大気汚染防止法、浄化槽法及び特定非営利活動促進法等に基づく事務	北斗市ほか55市町村	令和4年4月1日
7	北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（保健福祉部総務課（25-104））	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務	函館市 小樽市 旭川市	令和4年4月1日
8	北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（建設部総務課（29-103））	屋外広告物法及び北海道屋外広告物条例に基づく事務	北斗市	令和4年4月1日

給与に係る改正関係 … 4件

No	条例案名	改正内容	施行期日
9	北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155））	北海道特別職報酬等審議会の知事に対する令和3年11月8日付け答申に鑑み、知事等の期末手当を減額する。 【期末手当の年間支給月数】 3.35月 → 3.25月（▲0.10月）	公布の日
10	北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155））	北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和3年10月8日付け勧告に鑑み、期末手当を減額する。	公布の日
11	北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁総務政策局総務課（35-303））	【期末・勤勉手当の年間支給月数】 ・一般職員、任期付職員 4.45月 → 4.30月（▲0.15月） ・再任用職員	
12	北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（警察本部警務部警務課（251-0110（内線2663）））	2.35月 → 2.25月（▲0.10月） ・任期付研究員、特定任期付職員 3.35月 → 3.25月（▲0.10月） ※引下げ分は、期末手当の支給月数に反映	